

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年7月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500177号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500045号

第1 結論

請求者のA協会における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年9月30日から同年10月1日に訂正し、昭和46年9月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

また、B社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年11月1日から同年10月1日に訂正し、昭和46年10月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

昭和46年9月30日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

A協会の事業主は、請求者に係る昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間、B社の事業主は、請求者に係る昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A協会から、同協会のD部門が独立したB社へ異動したが、請求期間も継続勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社の事業主及び請求者と同日にA協会からB社に異動したとする複数の従業員の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間のうち、昭和46年9月30日までA協会に勤務し、同年10月1日からB社に勤務していたと認められ、請求期間の継続勤務が確認できる。

また、A協会は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており事業主から回答を得られないものの、上記従業員のうち一人が保有する給与支払明細書により、昭和46年9月分に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年11月1日であり、昭和46年10月1日においては適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により昭和46年10月1日(設立日)において法人事業所であり、B社の事業主は、昭和46年10月1日に、A協会のD部門を独立させてB社を設立し、設立メンバーとして同部門の28人がB社に異動した旨陳述していることから、昭和46年10月1日当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、C社から提出されたB社に係る作成日不明の賃金台帳において、厚生年金保険料の控除額の記載は確認できないものの、上記従業員のうち一人が保有する給与支払明細書により、

昭和 46 年 10 月分に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、B 社の事業主は請求者の昭和 46 年 10 月分に係る厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は昭和 46 年 9 月 30 日まで A 協会に、同年 10 月 1 日から B 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間のうち、昭和 46 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、請求者の A 協会に係る昭和 46 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録から 6 万 8,000 円とし、昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、B 社に係る昭和 46 年 11 月の社会保険事務所の記録から 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 協会は、平成 16 年 8 月 31 日に適用事業所ではなくなっており照会できないものの、同協会の事業主が資格喪失日を昭和 46 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たと考えられ、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 46 年 9 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、C 社については、保有する B 社に係る健康保険、厚生年金保険新規適用事業所現況書における適用年月日が昭和 46 年 11 月 1 日となっており、同年 10 月 1 日での資格取得の届出は行っていない旨回答しているが、昭和 46 年 10 月 1 日において B 社は適用事業所の要件を満たしているながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和 46 年 10 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500116号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500046号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月23日、同年12月3日及び平成16年7月26日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成15年7月23日の標準賞与額は13万6,000円、平成15年12月3日の標準賞与額は10万円、平成16年7月26日の標準賞与額は11万2,000円とする。

平成15年7月23日、同年12月3日及び平成16年7月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月23日、同年12月3日及び平成16年7月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月7日
⑥ 平成18年7月31日

A社における賞与に係る厚生年金保険の記録についておかしいと思っていたところ、年金事務所からのお知らせが届いた。請求期間①から⑥までにおいて賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③については、請求者の取引銀行から提出された「取引明細証明書」により、請求者は、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の経理・社会保険事務担当責任者は、賞与が振込みにより支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていると陳述している。

さらに、複数の同僚から提出された請求期間①、②及び③に係る賞与支給明細書により、いずれも請求期間当時の厚生年金保険料率に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者は請求期間①において標準賞与額(13万6,000円)、請求期間②において標準賞与額(10万円)、請求期間③において標準賞与額(11万2,000円)に基づく厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与支払届の届出を行

っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④、⑤及び⑥については、前述の「取引明細証明書」により賞与の振込みは確認できない。

また、経理・社会保険事務担当責任者は、賞与について、請求期間当時は経営が苦しかったので全員に支給していたわけではなかった旨陳述している上、請求者に係る賞与支給明細書及び賃金台帳はなく、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。